

東日本大震災に関する意見書

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれを源とする大津波により、東北地方から関東地方にかけて未曾有の大被害となりました。

これらに加え、福島第一原子力発電所において重大な事故が発生し、原子力発電所周辺住民の避難という非常事態のみならず、近隣各県に及ぶ農作物・原乳の出荷停止、更には水道水の飲用制限がなされるなど、原子力発電所立地地域をはじめ広範囲な地域住民に大きな不安を与えています。

家屋の倒壊・道路・鉄道施設の損壊など被災状況は想像を絶するものであり、この地震による被害は、決して沿岸部だけではなく、宮城県内陸部に位置する美里町においても全域にわたり過去に例のない甚大な被害実態が確認され、死者及び行方不明者もあり、教育施設をはじめとする公共施設、道路、堤防の損壊や家屋をはじめとした住民の財産や雇用の喪失など、大きなつめ跡を残し、復興対策はこれからであります。

本町議会としても、自らの被災復旧に全力で対応するとともに、沿岸部自治体住民の支援活動をなお一層強める決意であります。この度の大地震・大津波による災害及び原子力発電事故については、国の強力な支援のもと被災者の生活再建、地域経済の再建・復興対策を進めるため、被災地の状況を十分に把握し、下記の事項について関係法令の整備も含め、迅速かつ適切な対策を講じられるよう強く求めるものであります。

記

- 1 行方不明者の搜索に全力を挙げるとともに、被災者に対する支援の強化を求める。
 - (1) いまだに食事や入浴に支障をきたし、また、被災住宅での生活に不安を抱く被災者も多い。実態を正確に把握し、国としての的確な生活支援を行うこと。
 - (2) 高齢者をはじめ介護の必要な人や障がいをもつ方々が被災し、近隣にも多数の避難者があり、医療・福祉施設等の早期復旧及び支援を行うとともに、介護保険料等の減免など、被災住民への精神的ケアも含む細やかな措置と十分な財政支援を早期に講じること。
 - (3) 中小企業を中心に操業停止や事業の縮小等に追い込まれる事業者が多数に上り、その影響を受け解雇、休職、新卒者の内定取消し等の雇用問題が発生している現状である。被災企業に対する再建や雇用維持に係る支援

及び生活資金等の緊急融資制度の創設をはじめ再就職への対応・支援，新卒者の雇用対策など，被災者の生活再建が可能となる国の財政支援を含めた雇用対策を講じること。

(4) 農林水産業の一刻も早い経営再建のため，農地，農業用施設の復旧費用の全額国庫負担や個人所有の農業施設の被害に対する復旧費用の補助金措置及び査定前着工の柔軟な対応など特例措置を講じること。

(5) 大地震の恐怖により児童生徒は極めて大きな精神的苦痛を受けているとともに，教育施設等が甚大な被害を受けている状況にある。施設等の復旧はもちろんのこと，一刻も早い正常な学校教育活動の再開に向け，児童生徒へのケアのためスクールカウンセラー及びソーシャルワーカーの拡充，教職員定数の加配等の弾力的な措置並びに経済的に困窮する世帯の児童生徒への支援，各種学校施設の災害復旧費用など国庫支出金の対象範囲の拡大・補助率の嵩上げなど既存制度の弾力的な運用を図ること。

2 災害復旧復興のための特別法の制定を求める。

被災者の支援や被災者生活再建，被災産業の経営再建，社会産業全般にわたる基盤整備，また被災自治体に対する財政支援等について総合的かつ包括的な特別法を制定し，被災地の復旧復興を迅速にかつ集中的に行うこと。

3 生活産業基盤の早期復旧を図るため，次の措置を求める。

(1) 道路，河川，下水道及び公園など住民生活の基盤となる公共土木施設の復旧について，既存の法律枠にとらわれない柔軟かつ十分な財政措置を講じること。

(2) 被害を受けた国管理河川堤防は暫定復旧対策が講じられているが，国・県管理の別を問わず，大雨による二次被害も想定されることから本復旧を早急に実施し，堤防の安全確保を図ること。

(3) 水道施設の復旧経費に対する特別立法による特段の支援措置を講じること。

4 災害廃棄物処理に対する支援強化を求める。

(1) 震災により大量の家屋廃材が発生し，その処分に長期間を有することから，国庫補助対象期間の延長措置を講じること。

(2) 震災廃棄物を迅速かつ適切に処理できるよう災害廃棄物処理事業費補助金について沿岸，内陸とも全面的な国による支援措置を講じること。

5 福島第一原子力発電所の原子力災害等に対する国の責任ある対応を求める。

(1) 国の責任のもと，一刻も早い事態の収束に全力を尽くすこと。

(2) 原子力発電所の事故により放出された放射性物質の測定情報及びその及ぼす影響について，迅速かつ正確にわかりやすい情報提供を行うとともに

に，その周知徹底を図ること。

(3) 特に大きな影響が懸念される子どもの生活環境に対する安全確保を図るため，早急に適切な措置を講ずること。

(4) 出荷停止や自粛，風評被害に対する各産業への被害に対して，今後の生産活動等に支障を来たさないよう十分な補償と支援を行うこと。

(5) 地震発生後休止中の女川原子力発電所及びすべての原子力発電所は休止状態を継続し，現存する原子力発電所の総点検を行い，廃炉を含め再発防止の措置を講ずるとともに，自然エネルギーを利用した電力確保を行うなどエネルギー政策を早急に検討すること。

6 財政確保と被災自治体に対する特例措置を求める。

(1) 被災者生活再建支援と復旧復興に係る財源は，現予算の抜本的組換え補正等で確保し，地方交付税を大幅に加算すること。

(2) 被災自治体が行う国庫補助・負担金等交付事務や被災者が生活再建のために行う支援制度等の各種手続きについては，申請手続きの簡素化，申請時期の延長等弾力的な運用措置を講じること。

(3) 被災自治体では，災害対策，復旧復興に膨大な財政支出が見込まれ，また，地方税収入の大幅な減収も予想される。自治体の負担率が大きい事業については国庫補助金の増額措置を講じること。また，災害復旧工事の調査設計委託料はこれまでの災害とは比較にならないくらい多額となり，財政状況を急激に悪化させることから，災害復旧工事調査設計委託料については，全額国庫負担とするよう特別措置を講じること。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年6月17日

宮城県美里町議会議長 相澤清一

衆議院議長	横路孝弘	殿
参議院議長	西岡武夫	殿
内閣総理大臣	菅直人	殿
国土交通大臣	大畠章宏	殿
総務大臣	片山善博	殿
財務大臣	野田佳彦	殿
文部科学大臣	高木義明	殿

厚生労働大臣 細 川 律 夫 殿

農林水産大臣 鹿 野 道 彦 殿

環境大臣 松 本 龍 殿

経済産業大臣 海江田 万 里 殿

内閣府特命担当大臣（防災） 松 本 龍 殿

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全） 蓮 舫 殿